

令和8年度
秩父市立学童保育室
入室案内説明書



秩父市イメージキャラクター

ポテくまくん

秩父市教育委員会 学校教育課
秩父市熊木町8-15
TEL 0494-25-5228 (直通)
FAX 0494-23-9294

1. 学童保育室とは

学童保育室とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学する児童に対し、授業の終了した放課後や夏休み等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とする施設です。

2. 対象児童

市内の小学校に在籍する1～6年生で、次に該当する場合

- ・昼間保護者の労働等により、家庭で児童の保育ができない場合
- ・保護者の疾病等により、家庭で児童の保育ができない場合
- ・保護者が家族の介護等により、家庭で児童の保育ができない場合
- ・その他の理由により、家庭で児童の保育ができない場合

3. 保育時間

- (1) 平日・・・放課後～午後6時45分
- (2) 土曜日・・・午前7時45分～午後6時45分
- (3) 長期休業日・・・午前7時45分～午後6時45分

4. 休室日

日曜日・国民の祝日・年末年始・伝統文化に親しむ日・その他市長が特に必要と認めた日

5. 保育料

- (1) 児童1人につき **月額4,200円**

保育料の納入については、全員の方に「口座振替」をお願いしています。入室決定となりましたら、「口座振替依頼書」をご記入の上、ご利用の金融機関の窓口に提出してください。振替日は毎月末日（12月は25日）です。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）
※保育料の他におやつ代・運営に係る経費が必要となる場合があります。

- (2) 保育料減免制度

生活保護世帯については、保育料はかかりません。申請を希望される方は学校教育課までご連絡ください。

6. 入室申し込み

- (1) 申し込みに必要な書類

- ・学童保育室入室申請書
- ・児童家庭調査書
- ・保護者等の就労証明書

※お仕事以外の理由で保育ができない場合は、それがわかる証明書や診断書、申立書等を提出してください。

※就労証明書は、ご家庭においてお仕事をされている方すべてについて必要です。

※65歳未満の祖父母と同居している場合は、祖父母の就労証明書も提出してください。

※現在求職中で利用を希望している方は学校教育課までお問い合わせください。

(2) 申し込み期間

- ・令和8年4月入室を希望する場合

令和7年11月6日(木)～12月4日(木)

※期間を過ぎての申し込みは、入室条件を満たしていても入室できない場合があります。

- ・年度途中の入室を希望する場合
入室を希望する月の前月15日まで

(3) 申し込み場所および時間

- ・教育委員会学校教育課（秩父市歴史文化伝承館2階）
- ・吉田総合支所市民福祉課
- ・荒川総合支所市民福祉課

午前8時30分～午後5時15分まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

※現在学童保育室に入室していて、引き続き入室を希望する場合でも、申し込みは年度ごとに必要です。その場合は現在利用されている学童でも受け付けます。兄弟が入室している新1年生の弟妹の入室希望がある場合は、併せて学童へ提出してください。

7. 入室の決定

申込締め切り後に審査し、**令和8年1月下旬ごろ**に入室の可否を通知します。

（申込状況によって前後する場合があります。）

※入室の決定は、申込順ではありません。提出していただいた申請書類に基づき、保護者の就労状況等により入室の可否を決定します。なお、新1年生は安全・安心に過ごせるよう優先とします。

※各学童保育室には定員があります。申込状況によっては入室できない場合もありますのでご了承ください。

※保育料の滞納がある場合には、入室希望に添うことができない場合もありますのでご了承ください。

8. ご利用にあたって

- ・児童だけでの帰宅、保育時間中の外出は原則として許可していません。必ず保護者の方のお迎えをお願いいたします。習い事などがある場合には保護者の責任においてお願いいたします。
- ・1日保育の際の送迎は駐車場までではなく、学童入口まで保護者の方の同伴をお願いいたします。
- ・児童のお迎えは午後6時45分までにお願いいたします。やむをえない理由で遅れる場合は必ず学童保育室へ連絡してください。
- ・学童保育室の休室に対する保育料の減免はありません。
- ・児童が故意に施設を壊したときには、修理に要する費用をいただく場合があります。
- ・親子の大切なふれあいをより一層深めていただく意味から、土曜日や保護者の方がお休みの場合には、可能な限り各家庭で保育していただくようお願いいたします。
- ・学童保育室は集団生活の場です。保育室の決まりを破ったり、秩序を乱す場合は退室していただくこともあります。
- ・同じ小学校区内に複数の学童保育室がある場合（花の木・西・高篠・影森小学校区）は、入室する学童保育室は選べません。（ぶこう学童保育室は低学年優先）また、前年度に入室した学童保育室と同じにならない可能性があります。

秩父市立学童保育室一覧表

番号	名称	設置場所	所在地	電話番号	定員
1	花の木学童保育室	花の木小学校内	上町2-21-37	22-8333(第一) 24-8583(第二)	100
2	西学童保育室	西小学校内(第一) 西小学校校舎外(第二)	金室町9-46	23-5792(第一) 24-2780(第二)	100
3	宮地学童保育室	秩父第一小学校内	上宮地町36-11	23-3900	50
4	影森学童保育室	影森福祉交流センター内	上影森759-2	25-2230	50
5	ぶこう学童保育室	影森公民館内	下影森184	24-8773	50
6	高篠学童保育室	高篠小学校内	山田2619	22-5715(第一) 24-5735(第二)	100
7	南学童保育室	南小学校内	野坂町2-14-29	25-0287	60
8	尾田蒔学童保育室	尾田蒔小学校内	寺尾2375	24-7521	50
9	久那学童保育室	久那小学校内	久那2183-1	23-0033	30
10	大田学童保育室	大田小学校内	太田1661	62-3956	30
11	吉田学童保育室	吉田小学校内	下吉田3833	77-2777	70
12	荒川学童保育室	荒川東小学校内	荒川上田野1755	54-1120	50



秩父市イメージキャラクター

ポテくまくん